

# 群馬県私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の 設置認可に関する審査基準

## 第1 総則

### 1 趣旨

私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令によるほか、この審査基準によるものとする。

### 2 名称

私立学校の名称は、その目的にふさわしく、かつ既設の学校の名称とまぎらわしくないものであること。

## 第2 事業計画

### 1 事業計画書の提出

私立学校の設置認可を申請しようとする者は、申請に先立ち、設置事業計画書を知事に提出しなければならない。

### 2 事業計画書の承認

知事は、前項の事業計画書を受理したときは、書類審査及び現地調査を実施したうえ、群馬県私立学校審議会の意見を聴いて計画の認否を決定するものとする。

## 第3 学校の編成並びに施設及び設備

### 1 私立小学校

私立小学校の編成並びに施設及び設備は、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号）に適合すること。

### 2 私立中学校

私立中学校の編成並びに施設及び設備は、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第15号）に適合すること。

### 3 私立高等学校

私立高等学校の編成並びに施設及び設備は、高等学校設置基準（平成16年3月31日文科科学省令第20号）に適合すること。ただし、通信制の課程については、高等学校通信教育規程（昭和37年9月1日文科省令第32号）に適合すること。

### 4 私立中等教育学校

私立中等教育学校の前期課程の編成並びに施設及び設備については「2 私立中学校」の項を準用するものとし、後期課程の編成並びに施設及び設備については「3 私立高等学校」の項を準用するものとする。

## 第4 資産

### 1 基本財産

(1) 校地は、原則として負担付き又は借用でないこと。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障を生じない場合で、下記のア又はイの条件を満たすときは、「第3 学校の編制並びに施設及び設備」の各項で規定する校舎及び運動場の基準面積を上回る部分に限り、借用を認めることとする。

ア 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、20年以上借用できることが確実に認められるとき。

イ 地方公共団体等以外の者が所有する土地で、20年以上安定して使用できる権利を取得し、これを登記したとき。

(2) 校舎は、原則として負担付き又は借用でないこと。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障を生じない場合で、地方公共団体等の所有する建物を20年以上借用できることが確実に認められるときは、借用を認めることとする。

### 2 運用財産

(1) 私立学校の設置認可を申請しようとする者は、認可申請時までに開設年度の運用財産として、年間経常経費に相当する額の預金又は有価証券を所有しているか、又は当該額を私立学校の設置までに所有することが確実になければならない。

(2) 開設年度から完成年度までの各年度における運用財産の財源は、児童・生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画に基づく資金をもって充てるものとする。

### 3 負債

基本財産の取得に要する経費に係る負債は、下記のア及びイの条件を満たすものとし、基本財産の4分の1の範囲内の額であること。なお、この負債については、「1 基本財産」の各号の規定にかかわらず基本財産に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

ア 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

イ 前号の負債に関する適正、かつ実行可能な償還計画があること。

## 附 則

1 この基準は平成24年11月7日から施行する